

国立公文書館



受入れの基準

- ①国の重要な意思決定にかかわった国務大臣等の理念や行動を跡付けることができる重要な情報が記録されたもの
- ②館が現に保存する特定歴史公文書等に記録された情報を補完することができる重要な情報が記録されたもの
- ③国の機関の統合、廃止又は民営化等によって歴史公文書等が継承されることがなく、散逸する恐れが極めて高いもの

受入決定

目録、利用の条件を付して申出

寄贈

寄託

*一定期間、国立公文書館において保存し、一般の利用に供するもの（所有権は寄託者が保持）

寄贈又は寄託の契約

個人又は法人等

我が国の歴史的
事実に関する記
録として国民の
利用に供するに
ふさわしい文書
に該当する可能
性があるもの



例：国務大臣経験者
の手記、書簡等



閲覧、複写、デジタル化



展示



永久保存
国民への利用提供

